

第4 ホテル等の就寝施設の防火安全対策

ホテル等の就寝施設について

- (1) 寝具類（敷布，カバー，布団，毛布類等）は、防災製品を使用すること。
- (2) スプリンクラー設備が設置されていない入居室においては、壁、天井等は努めて内装制限（準不燃材料以上）すること。
- (3) 屋内消火栓設備については、易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること
- (4) 各居室から廊下に面した部分は耐火構造又は不燃材料の壁で区画され、避難経路の確保を考慮し、開口部には、防火戸を設置すること。（防火区画の形成）
- (5) 各居室については、建基政令第121条の第3項のただし書きの規定に係わらず、異なった経路による避難ができるよう努めて2方向避難を確保すること。
- (6) 各居室内には、避難経路図を掲出すること。
- (7) 各居室の外気に接した開口部においては、はしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とすること。
- (8) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とすること。
- (9) 各入居室及び避難口を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解除する装置とすること。なお、防災センター又は守衛室等から遠隔操作により一斉解除する装置が設けられた場合は、この限りでない。
- (10) 避難器具を設置する場合は、避難ハッチ（はしご）を設置すること。
- (11) 非常警報設備は、就寝施設における非常放送設備の設置の推進について（通知）（消防予第54号 昭和62年4月10日）により非常放送設備（自火報設備連動（音声警報））とすること。非常の際は、各種音響等を速やかに停止し、有効に報知できるよう措置を講じること。
- (12) 火災通報装置を設置すること。